

令和8年度 庄内地域交流活動支援事業費補助金

この補助金は、庄内地域の団体が庄内地域内外の交流等により、地域の活性化、地域課題の解決を図る取組みや活動を支援し、庄内地域の活力を高めることを目的としています。

■ 申請団体の資格

交流活動により庄内地域の活性化や地域課題の解決を図る取組みの実施主体となる、以下の要件をすべて満たす団体とします

- (1) 規約等を有し、かつ代表者の定めのあるもの
- (2) 庄内地域に住所地、勤務地又は通学地を有する者を団体の構成員に含むもの
- (3) 会計経理が明確であるもの

■ 補助対象事業

以下の要件をすべて満たす事業を対象とします

- (1) 庄内地域の団体（住民組織、企業、NPO等）が庄内地域内外の交流等により、地域の活性化や地域課題の解決を図る事業
- (2) 長期的な視点に立った継続した取組みが期待できる事業
- (3) 新規性を有する事業（これまでに実施したことがある事業については、上記(1)の目的に沿った新たな取組みを含むもの）
- (4) 令和9年3月12日（金）までに完了する事業



■ 補助対象経費

外部講師の謝金・旅費、チラシ作成経費、会場使用料 など

※補助事業で作成するチラシ・ポスター等の印刷物には、
「令和8年度庄内地域交流活動支援事業（庄内総合支庁）の助成を受けて実施」
されている旨の表記を行ってください。

■ 補助金額

上限15万円（補助率1/2）

以下の事業に該当する場合は、上限20万円（補助率1/2）とします

「関係人口の拡大を促進する事業」

…県外の多様な人材が地域づくりに参画することが期待できる事業

■ 申請受付期限

令和9年2月19日（金）まで

ただし、予算の上限に達した場合は申請を締め切ります

■ 申請先・問合せ先

庄内総合支庁総務課連携支援室

住所：東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 TEL：0235-66-5446

※申請をご検討の際は、まずは上記までご相談ください。

■ 補助金交付要綱・様式

要綱・様式は山形県ホームページより
ダウンロードしてください。

庄内地域交流活動支援

検索

